

令和5年

9月号

濱田会計事務所通信

令和5年9月4日発行 Vol.73

令和5年10月1日より、いよいよ適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されます。数回に渡って少しずつ解説して参りましたが、なかなか全てを理解する事は難しいと思います。

文中の赤字で記している用語は、以前の事務所通信や動画で解説している言葉です。事業者によって理解が必要となる項目は異なりますので、再確認しながら改めて制度開始に向けて準備を進めて頂くようにお願いします。

適格請求書等
保存方式
(インボイス方式)



インボイス制度の下での経費の経理処理の仕方

インボイス制度が開始されると消費税の課税事業者が会計帳簿を作成する際に経費の入力を

- ① その支払いが消費税の課税対象かどうか
 - ② 課税対象の場合、その支払いの消費税率は10%なのか8%なのか
 - ③ 課税対象の場合、その支払いに対する適格請求書等の保存がされているかどうか
- についてそれぞれ判断し、入力を行う必要があります。

まとめると以下のように分類されます。

- (1) 消費税の課税対象外である
- (2) 10%の消費税の課税対象であり、適格請求書等の保存がされている
- (3) 10%の消費税の課税対象であるが、適格請求書等の保存がされていない
- (4) 8%の消費税の課税対象であり、適格請求書等の保存がされている
- (5) 8%の消費税の課税対象であるが、適格請求書等の保存がされていない

ただし、**小規模事業者に対する事務処理の軽減**を受けられる事業者の方は、その支払いが消費税込み10,000円未満の場合は(3)の場合であっても(2)として、(5)の場合であっても(4)として処理をする事が認められています。

経費の支払いをする際の消費税の分類は、厳密にはもっとありますが、一般的には上記の分類分けが出来ていれば大丈夫です。特定の事業者はさらに細かく分類分けをして処理をする必要があります。必要な事業者は税理士等の指示に従って下さい。

なお、消費税の**免税事業者**、消費税の計算方法について**簡易課税制度**を選択している事業者、消費税の計算方法について**2割特例**を採用出来る事業者は、基本的には上記の分類を行う必要はありませんが、消費税の計算方法について有利不利の判定を行いたい方は、ある程度は対応しておく方が望ましいでしょう。

過去事務所通信

<http://hamadakaiei.jp/office-report.html>



参考動画

<https://www.youtube.com/@user-xt8ld6nc1e>



適格請求書等保存方式の開始に当たって特に注意頂きたい事項

適格請求書等保存方式が開始されると消費税の課税事業者は、原則として全ての消費税の課税対象の支払いについて適格請求書等を保存する必要があり、適格請求書等の保存がない場合は、支払った事業者の消費税負担が増加する事となります。制度の開始に当たって特に注意頂きたい事項をまとめましたので、該当の支払いのある事業者は特に注意して下さい。

・クレジットカードやQRコード決済などを利用して経費の支払いをする場合

クレジットカード明細などで支払いの事実は確認出来ますが、クレジットカード明細などは基本的に適格請求書等には該当しません。クレジットカードなどで購入した際のレシートなど、適格請求書等に該当するものをクレジットカード明細と一緒に保存して下さい。

・インターネットで商品等を購入する場合

納品書など適格請求書等に該当するものが郵送されない場合は、自分で領収書等の適格請求書等をダウンロードする必要があります。なお、ダウンロードした領収書等は令和6年1月1日以降は電子帳簿保存法の対応をする必要があります。電子帳簿保存法については今後解説致します。

・ガソリンカードやプリペイドカードなどを購入する場合

ガソリンカードやプリペイドカードなどの支払いは消費税の課税対象ではなく、その領収書等は適格請求書等には該当しません。ガソリンカードやプリペイドカードなどを使用して経費の支払いをした際に発行される適格請求書等を保存し、その領収書等をもって経費処理をして下さい。なお、その際はガソリンカードやプリペイドカードなどを購入した際の領収書等と使用した際の領収書等を二重で帳簿に入力しないようご注意ください。

・宛名が違う場合

適格簡易請求書の対象となる経費の支払いの場合は宛名が異なっても問題ありませんが、例えば法人の経費の支払いの宛名が代表者個人となっている場合等、宛名が異なる場合はその他の要件を満たしていたとしても適格請求書の要件を満たさないこととなります。この場合は立替金精算書等を作成し、合わせて保存をする必要があります。



分かりづらい場合は税理士等専門家にお問い合わせ下さい。

事務所からのお知らせ

過去の事務所通信はホームページにも掲載しています。また、メールマガジンとして同内容を配信していますので、配信をご希望の方はご連絡下さい。YouTube 動画配信もしておりますので、右のQRコードより是非御覧下さい。

【最近の動画】

インボイス制度を理解しよう

- ・簡易課税制度を選択する場合の注意点
- ・小規模事業者に対する事務処理の軽減
- ・適格請求書の保存がない場合こうなります
- ・免税事業者が適格請求書を発行するには
- ・インボイス制度の2割特例



濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎2丁目4-13

TEL : 079-229-9041

Fax : 079-229-9049

E-Mail : info@hamadakaikei.jp

URL : http://hamadakaikei.jp

会社のこと、事業のこと、
相続のこと・・・
一緒に考えましょう！

